

日本における農業簿記の研究：農業税務簿記、農業統計調査、農協簿記の3つの流れを中心に

戸田，龍介

<https://doi.org/10.15017/1654643>

出版情報：九州大学，2015，博士（経済学），課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

氏名	戸田 龍介		
論文名	日本における農業簿記の研究 —農業税務簿記、農業統計調査、農協簿記の3つの流れを中心に—		
論文調査委員	主査	九州大学	教授 大石 桂一
	副査	九州大学	教授 大下 丈平
	副査	九州大学	准教授 小津 稚加子

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本の農業簿記がこれまで、農業者の経営管理に十分に役立ってこなかったのはなぜなのかを、会計計算構造の面から解明しようとするものである。第1部「日本における農業簿記の諸展開」では、文献研究およびヒアリング調査によって、日本の農業簿記には、第1に、青色申告書の作成を究極のゴールとする「農業税務簿記」の流れ、第2に、京大式農家経済簿記が旧農林省の生産費調査と結びついた「農業統計調査」の流れ、第3に、農業協同組合が金融保険業務等の多様な経済業務を効率的に管理運営していくための「農協簿記」の流れ、という3つの流れがあることを突き止めている。第2部「農業税務簿記に関する研究」では、上記3つの流れのうち、現在の農業簿記実務において最も影響の強い農業税務簿記に焦点を当てて、その計算構造の特徴と問題点を考察している。その結果、農業税務簿記の計算構造は、簿記が本来拠って立つべき「対象となる取引の記録」を前提とせずとも農業所得を算定できる仕組みになっており、そのことが正確な財政状態や経営成績の把握を妨げていることを明らかにしている。

本論文の独自性は、丹念な文献研究と地道なヒアリング調査によって、日本の農業簿記の実態を解明した点にある。とりわけ重要なのは、農業税務簿記の根幹ともいえる「収穫基準」は、「農業所得標準」や「概算金」といった税務における基準・標準の存在と相まって、記録・記帳へのディスインセンティブとなっているのみならず、本来は前受金であるはずの「概算金」の受取りが、「収穫基準」のもとでは事実上の収益認識基準として機能するため、それらが適正な売上原価の算定を阻害する要因にもなっていることを明らかにしたことである。これは本論文の大きな貢献であり、日本の農業簿記研究に新たな知見をもたらすものとして高く評価できる。

以上の調査結果から、本論文調査会は、戸田龍介氏より提出された論文「日本における農業簿記の研究—農業税務簿記、農業統計調査、農協簿記の3つの流れを中心に—」を博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。